

## 旧浮島小学校の利活用に関する民間事業者の意向調査実施要領

### 1. 調査の目的

久留米市では、令和3年3月に閉校した「旧浮島小学校」の活用方法について、民間活用の検討を進めています。

については、民間事業者による活用の可能性を把握し今後の検討の素材とするため、旧浮島小学校の施設を活用して行う事業のアイデアやその条件などについてヒアリングを行う『民間事業者の意向調査』を実施します。

### 2. 対象用地・施設の概要

所在地	福岡県久留米市城島町浮島234番地1
土地面積	8,021.30m <sup>2</sup>
既存建物の概要	管理教室棟：2階建て16室、1,000m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造（昭和41年度建設）ほか 特別教室棟：2階建て7室、445m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造（昭和54年度建設）ほか 屋内運動場：420m <sup>2</sup> 、鉄骨造（昭和47年度建設）ほか その他：給食室棟、便所棟、プール、屋外トイレ、体育倉庫
都市計画等による制限	非線引き都市計画区域（筑後中央広域都市計画区域） 特定用途制限地域（田園居住地区） 建ぺい率：70% 容積率：200%
現況	公共利用：指定避難所。駐車場の一部をスクールバス乗降場所として利用。 地域利用：体育館、運動場を地域住民が利用
交通	西鉄電車 大善寺駅まで 10.4km（車で約20分） 高速道 東脊振インターまで 12.0km（車で約25分） 有明沿岸道路 柳川西インターまで 9.7km（車で約20分） 九州佐賀国際空港まで 17.7km（車で約30分）

※参考資料1 「旧浮島小学校の概要.pdf」もご覧ください

### 3. スケジュール

項目	日程・期間	備考
意向調査（ヒアリング）参加申込受付	令和8年2月9日（月）～ 令和8年3月6日（金）	【別紙1】 電子メール又はFAXでお申込みください

事前質問の受付・対応	令和8年2月2日（月）～ 令和8年2月20日（金）	【別紙2】 電子メール又はFAXでお申込みください
見学会申込受付（希望者のみ）	令和8年2月9日（月）～ 令和8年2月20日（金）	事業者名、参加者の氏名・部署名、電話番号を明記の上、電子メール又はFAXでお申込みください
見学会（希望者のみ）	令和8年2月24日（火）AM10時 令和8年3月5日（木）PM2時	追加日程を設定する場合があります
提案書の受付	令和8年2月9日（月）～ 令和8年3月16日（月）	【別紙3】 電子メール又は郵送で提出してください
意向調査（ヒアリング）の実施	令和8年3月17日（火）～	オンライン（Zoom）参加も可能です

#### 4. 調査項目

- ・事業内容
- ・事業方式（自己所有、賃貸借等）
- ・施設の活用範囲（全部、一部等）、事業期間等の諸条件
- ・市、地域への効果、貢献について
- ・地域との連携の考え方について
- ・市に期待する支援や配慮してほしい事項
- ・その他

#### 5. 意向調査への申込方法

意向調査の参加を希望される場合は、「意向調査参加申込書」【別紙1】に必要事項を記入し、下記申込先に電子メール又は郵送にてご提出ください。なお、電子メールで申し込む場合は件名を「旧浮島小学校意向調査参加申込」としてください。

参加申込者には、日時及び場所等の詳細を個別に調整させていただきます。

※本調査に関する質問がある場合は、「質問書」【別紙2】に必要事項を記入し、「9. 問合先・申込先」に電子メール又はFAXにて送付してください。質問内容と回答は、必要に応じ質問者名を除き、久留米市ホームページで随時公表します。

※ヒアリングまでに調査事項についての意見・考え等を記載した「提案書」【別紙3】の提出をお願いいたします。

※現地見学会を希望される方は2月20日までに事業者名、電子メール又はFAXで「9. 問合先・申込先」にご連絡ください。

## 6. 調査対象

- ・廃校活用に関心のある民間事業者・団体

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者を除きます。

- (ア) 当該物件を暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
- (イ) 法人の役員等（※）が法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- (ウ) 次のいずれかに該当する者
  - (a) 法人の役員等（※）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者  
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
  - (b) 自己、自社又は第三者の不正の利益を得る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - (c) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - (d) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (e) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (エ) 前記（ア）から（ウ）の者の依頼を受けて参加しようとする者

## 7. 意向調査結果の公表

今回の意向調査の実施結果について、取りまとめ後、久留米市ホームページで概要の公表を予定しています。ただし、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護に配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## 8. 留意事項

- ・意向調査参加に関する費用は、参加者の負担とします。
- ・本調査で頂いたご意見やご提案内容は、公募条件等を検討する際の参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。
- ・施設活用については、地域利用等により制約がかかる場合があります。

## 9. 問合先・申込先

久留米市総務部財産管理課 学校跡地活用チーム（担当 森田）

〒830-8520 福岡県 久留米市 城南町15-3

TEL：0942-30-9059 FAX：0942-30-9706

E-mail: [zaikan@city.kurume.lg.jp](mailto:zaikan@city.kurume.lg.jp)